

開館記念展

徳島県の成立

— 藩から県へ —

平成2年11月3日(土)～平成3年4月10日(水)



もんじょかん
徳島県立文書館

展示図録目録用

徳島県の成立

明治十三年のころ

明治四年（一八七二）の廢藩置県以来、本県は「徳島」「名東」「高知」と、県名及び県域の変遷をくり返しながら、明治十三年に最終的に「徳島県」に落ち着いて以来、県名、県境ともに変化なく現在に至っています。この期間は、江戸時代の封建制から近代国家へと脱皮する過渡期でありました。徳島県の成立当時、人口は六二七、五五四人（現在八三五、五二一人）でありました。

全県下は、藩政期の村数と等しく三六町、六一〇村と形式的には分かれていましたが、役場は二四一か所にしか設置されず、近代的町村制度への整理過程にありました。その後、明治二十二年の市町村制の実施により、一市十郡二町一三七村に整理されます。

県令（知事）は中央政府から任命された官僚ですが、県会議員三十一名は選挙で選ばれていました。しかし、当時の選挙権は男子だけしかなく、しかも一定額以上の地租を納めた者だけに限られておりました。明治十五年の選挙人名簿では二万六千余で、県民の二十四人に一人の割合でしか選挙権はありませんでした。その上、国会・市町村議会も開設されておらず、県民の意見を反映する機関はほとんどない状況でした。

江戸時代の年貢は物納でしたが、金納による近代税法への転換のため、明治五年に地租改正が行なわれ、土地の売買を自由にし、納税者を耕作者から土地所有者に切り替えました。明治十三年の地租は地代の二・五%、地方税〇・五%でしたが、実質的には江戸時代の年貢に相当する重税だったといわれています。

江戸時代の兵役は、武士階級に限定されておりましたが、明治五年に徴兵令が發布され、国民皆兵の制度が確立しました。明治十三年には、県下に常備兵六二三名、予備兵二〇五名、兵役満期除隊者八二八名でした。法制定以来同年までの間に、二七〇円を納めて兵役を免除されたものが四名おりました。

納税・兵役とともに、国民の三大義務とされた義務教育では、明治五年に学制、明治十二年に教育令がしかれ町村に学務委員を設けて運営に当りました。しかし国民の間に教育の必要性が十分に浸透せず、また貧困や差別のために、十分に成果を挙げられず、同十三年の就学率は男子五一・一%、女子一三・四%にとどまりました。

産業としては、米麦の他に藍・塩・煙草・砂糖のような商品産業が盛んで、県外輸出全国十一位、輸入六位、私立銀行の設立全国六番目（資本金では二位）という豊かな県勢でした。また、芸能では人形浄瑠璃が盛んで、県下に二百余りある農村舞台では、春秋の祭ごとに村人によって人形芝居が演じられました。

開催にあたって

徳島県立文書館は、公文書、古文書、行政資料やその他の歴史的文化的価値のある資料を収集し、保存し、これらを利用に供することにより、県民が郷土の歴史を学び、郷土を愛する心をつくり、郷土を築く力が生まれてくることを期待して設置され「文化の日」を期して開館いたしました。

徳島県は、蜂須賀氏が封土藩籍を奉還して以来、いくつの変遷の後、明治十三年三月に成立しました。

開館にあたり、その頃の状況をよりよく理解していただくため、「徳島県の成立」と題する開館記念展を企画いたしました。

展示された文書資料は、災害や戦争等幾多の困難から守りぬき、現在に伝えられたもので、これらの貴重な文書を寄贈・寄託いただきました方々に、厚く御礼申し上げます。最後に、徳島県立文書館の建設に御尽力くださいました関係各位に対しまして、心から御礼申し上げますとともに、今後の文書館活動に御理解と御協力いただきますようお願いいたします。

平成二年十一月三日

徳島県立文書館長

田 中 國 弘

表紙の写真は徳島県立文書館です。

平成元年十月に本体工事が竣工しました。

鉄骨鉄筋コンクリート造り 地上四階

建築面積六一九㎡、延床面積一、七八〇㎡

(中三階含め二、二四六㎡)です。

旧県庁舎(昭和五年建築)の正面玄関を中心

に、デザイン・建材ともに可能な限り生かして

設計されています。玄関の外枠石材・階段の手

すり・テラコッタ(陶器製の屋根飾り)等は、

旧県庁舎の建材を移築しております。

数字で見る明治十三年

徳島県が成立した明治13年（1880）からすでに110年たっています。そこで当時と現在の違いを数字で追ってみました。当時の数値は「明治13年徳島県統計表」（比較のため一部換算）により、現在の数値は「昭和63年徳島県統計書」（地価のみは国土庁の平成2年9月発表）によっています。社会状況の変化、統計基準・単位に相違があって、比較対象が正確にかみ合わない場合もあります。

また、別に社会の激変を示す「ベスト5」を集めてみました。（文中〈 〉印は旧表記によっています。当時の雰囲気をよく表わしていますので、そのまま採用しました。）

《明治十三年》		《現 在》		◎商店ベスト5	
市町村数	36町610村	4市38町8村		①藍商	3,516戸
世帯数	122,512戸	248,498世帯		②(海・川)魚商	2,859戸
人口	637,551人	834,889人		③穀物商	2,266戸
農業戸数	96,944戸	57,692戸		④煮売商(惣菜)	1,660戸
漁業戸数	5,720戸	個人経営 2,827世帯		⑤菓子商	1,513戸
米生産額	51,133トン	73,313トン		◎職人ベスト5	
橋梁	72か所	11,658か所		①大工	3,478戸
渡し場	130か所	7か所		②〈木挽〉	2,370戸
〈官吏〉	401人	県職員 4,855人		③桶屋	1,023戸
警察職員(監獄職員を含む)	693人	警察職員 1,689人		④鍛冶屋	734戸
郵便局	96局	201局		⑤石工	446戸
中・女学校生	5校 生徒150人	高校生 35,047人		◎犯罪件数ワースト5	
病院	3病院	137病院		①〈盗田野穀麦〉	427件
医者(漢方医等を除く)	28人	医師 1,857人		②〈地券犯則〉	382件
銀行	2行 7支店	2行 166支店		③窃盗	255件
地価(徳島市街地・㎡)	0.96円	徳島市新蔵町 297千円		④賭博	222件
労賃 工業(月換算)	7円50銭	製造業(月) 256千円		⑤〈違式〉(形法犯)	182件

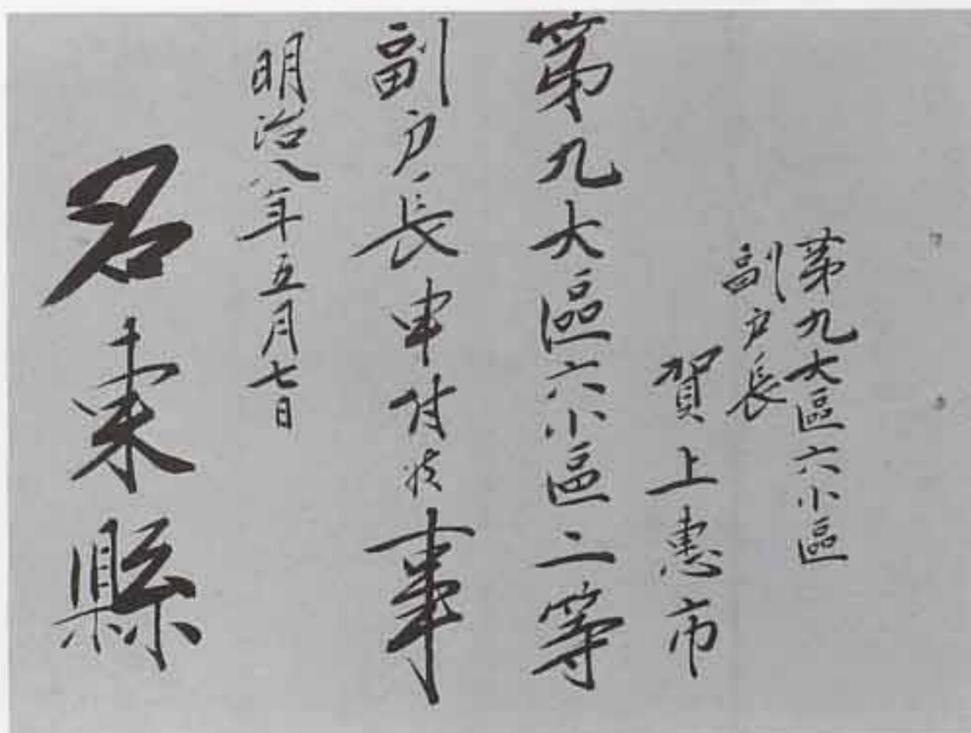
二等副戸長(村長)の任命

明治初期の地方制度は、なかなか固まりませんでした。何度も改変され、その度ごとに、村役人に対して辞令が交付されました。

番組(与)頭・用掛・副戸長・二等副戸長などの各役職は現在の町村長にあたります。

左は、明治八年五月七日に、副戸長から二等副戸長に名称が変わったことを示す辞令です。

副戸長の地位と名称は前年十一月に定まったばかりでした。



(21cm×27cm)

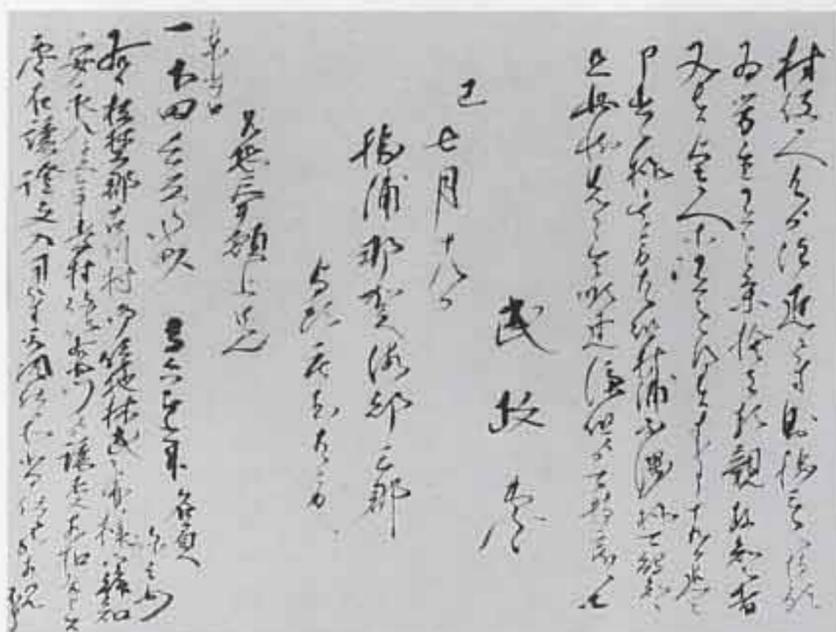
明治八 (一八七五)	九月 名東県から香川県独立。	五月 藍商組織「精藍社」を設立。 (藍作の最盛期は明三五頃まで 続く)
明治九 (一八七六)	八月 名東県廃止。高知県へ合併。 (淡路は兵庫県へ合併)	三月 士族の帯刀を禁止。 (この頃地租改正作業始まる)
明治十 (一八七七)	七月 郡区町村編制法公布。	十二月 船場町に徳島電信分局開局。新 町橋・丸亀間の電信開始。
明治十一 (一八七八)	十二月 大区・小区を廃して現県域を八 郡二三七記別(行政区)に整理。	十二月 女子師範学校を開設。 徳島中学校を開設。
明治十二 (一八七九)	九月 高知県会議員選挙が行われる。 (徳島県選挙区定員三十一名)	四月 教育令を公布、義務教育の成文化。 五月 徳島汽船会社、船場町に創立。 第八九国立銀行、船場町に開業。
明治十三 (一八八〇)	三月 高知県より独立。徳島県成立。 五月 初の徳島県会開催。 十二月 徳島県令に、酒井明就任。	十一月 久次米銀行(日本第二位の私立 銀行)、船場町に創立。
明治十五 (一八八二)	明治十六 (一八八三)	七月 吉野川改修工事の測量着手。 (近代的治水事業の開始)
明治十七 (一八八四)	七月 県令を知事と改称。	(この頃より養蚕盛んになる)
明治十九 (一八八六)	二月 大日本帝国憲法制定。	五月 大阪商船徳島支店設立。徳島・ 大阪間の定期航路開設。
明治二十 (一八八九)	十月 市町村制を実施、県下に一市 (徳島)一町(撫養・脇)一三 七村誕生。	四月 学校令公布。(小学校四年制の 義務化確立)

公文書つづり『御用筋跡書』

御用筋跡書は、村役人が、御触などの法令や
回達文書を書き留めたものです。
写真右は表紙、左には(南)民政所から勝浦・
那賀・海部三郡の与頭庄屋に出された家出人探
索に関する回達文書が筆写されています。



(25cm×34cm)



年表（――藩から県へ――）

年次	政治制度	社会と文化
明治元 (一八六八)	三月 五箇条の御誓文。 九月 明治改元。	
明治二 (一八六九)	六月 版籍奉還。徳島藩設置。旧藩主茂韶知藩事となり、徳島城を政庁にあてる。	十二月 藩士を士族・卒と呼称（他は平民と呼称）
明治三 (一八七〇)	五月 藩内に民政所を設置。 東（徳島南浜）・南（富岡）・西（川島）・北（淡路洲本） 徳島県大参事に、小室信夫就任。	一月 巽浜（幸町）に医学校を開校。 五月 庚午事変勃発。（九月に首謀者切腹）
明治四 (一八七二)	九月 郡中制法等を公布。 十月 県内に番組町村制度を設置。 七月 廃藩置県。徳島県設置。 八月 徳島県大参事に、井上高格就任。 十月 大参事を県令と改称。 十一月 徳島県を名東県に改称。 十二月 政庁を城内より旧家老賀島邸に移す。	九月 平民に名字（姓）の使用を許可。 一月 藩立小学校を設置。 七月 郵便取扱所（郵便局）を県内十二カ所に設置。 八月 解放令、断髪・廃刀令。
明治五 (一八七三)	四月 村役人を戸長・副戸長と改称。 五月 大小区制施行。県内を十大区七三小区六五四町村とする。	八月 学制公布、義務教育をめざす。 十月 徳島に近代的病院、公私各一院開院。
明治六 (一八七三)	二月 名東県・香川県を合併。	十二月 太陽暦を採用（明五、十二、三） ↓明六、一、一）
明治七 (一八七四)	十一月 名東県会を開催。	三月 徳島で初めて新聞発行。（謳歌社「徳島新聞」を創刊） 五月 期成師範学校を西の丸に設け、小学校教員を養成。 八月 井上高格ら自由民権結社「自助社」を組織。 徳島城を取り壊す

郡中制法の公布

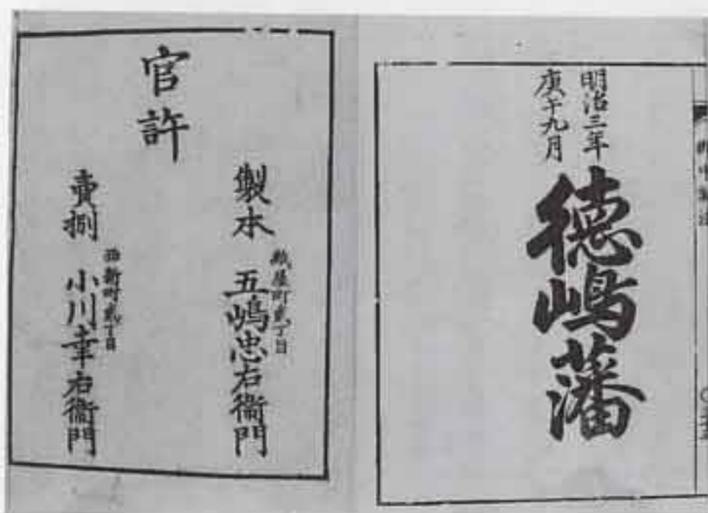
明治三年九月に公布した藩内、特に地方（郡）の取締法令です。

制法には郡中制法の他に、市中制法、社家制法・寺院制法と町村役人に対する心得条目がありました。この時点ではキリスト教の禁令などが、まだ残っていました。

これらは徳島藩が、京都府の諸制法（明治元年十月公布した市中・郡中戸籍仕法等）を参考に作ったものです。



(16cm×23cm)



地租改正

発足間もなく明治政府にとって、財政の確立は重要な課題でした。
 地租（土地にかける税）を物納から金納に変更するために、土地の測量をし、地価を算定して、税額等を表示した地券を、土地所有者に交付しました。

地券の発行

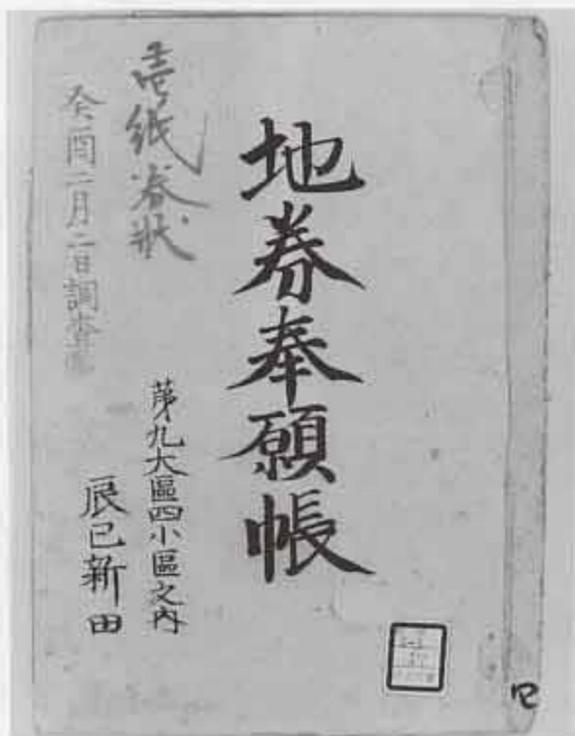
写真は、明治十三年発行の地券です。
 地券には所有者・所在地・地目・面積・地価・地租（当初は地価の三％、この頃は二・五％に引き下げ）が書かれ、土地の所有者と納税額を明示しています。



(25cm×33cm)

地租改正の前夜

地券は、土地所有権の保証書の意味がありました。明治政府は明治五年七月に地券を発行することに決まっていたが、その作業はなかなかはかどりませんでした。
 左の資料は、土地所有者が明治六年一月名東県に対して、地券の発行を求めたものです。しかし県内での地券の発行は、明治十二年まで遅れました。



(17cm×25cm)

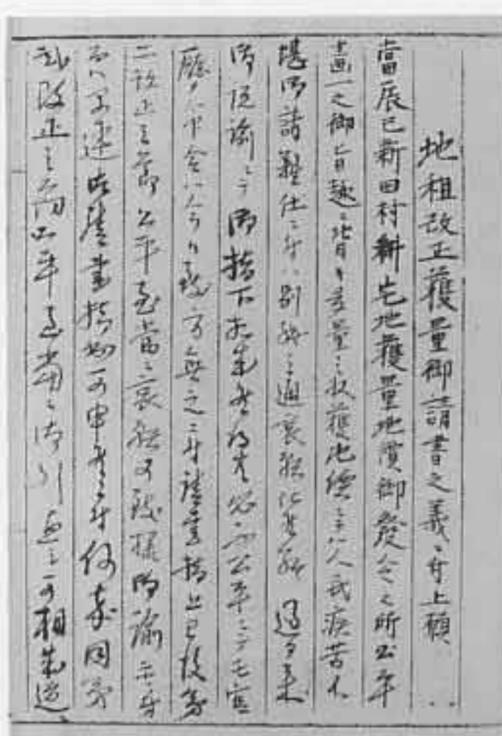
地租改正の実務

明治九年から始まる地租改正作業は困難を伴いました。特に地価の算定により税額が決まるので、県と土地所有者との摩擦が絶えませんでした。

写真は、地租改正の実務に際しての訴状や法令・調査の覚えなどが記録されています。
 右は表紙、左は辰巳新田の地租改正作業の様子が書かれています。



(17cm×25cm)



戸籍の成立

明治二年、国内統治のため、明治政府は府藩に対し、戸籍の編制を求めました。それを受けて徳島藩は、翌年九月「戸籍編成凡例」を公布し、戸籍の編制を命じました。このときから全ての人に、名字（姓）が付くことになりました。

戸籍調査報告『戸籍取調帳』

左の資料は、藩の方針に従って、美馬郡の西端山村（貞光町）で作られたものです。新しく付けられた名字（姓）の記載があり、各家ごとの壇那（だんな）寺なども記されています。



(23cm×31cm)



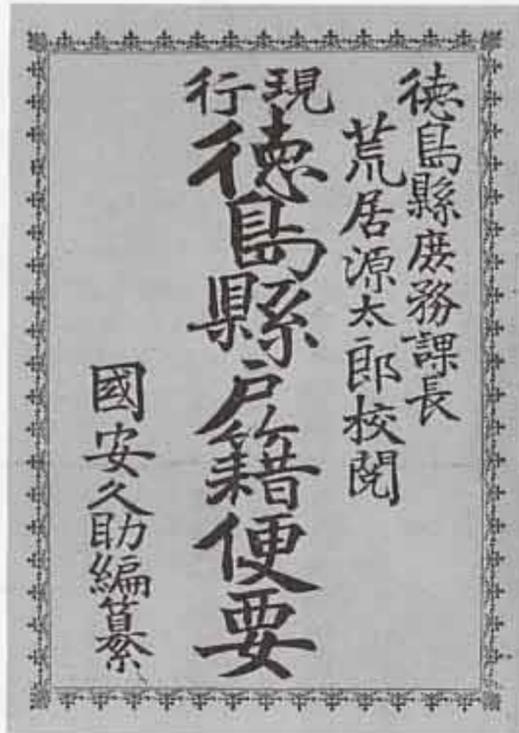
戸籍関係法令集『徳島県戸籍便要』

戸籍を整備することは、明治政府にとって重要な事業でした。

写真の「現行徳島県戸籍便要」は戸籍事務に必要な法令を集めたものです。

第一編には、名東県時代の明治四年十一月から徳島県となった明治十三年三月を経て、明治二十二年三月までのものが集められています。

第二編には、戸籍事務以外の「貧民」救済、迷子の取扱いなどについての事務手続きがまとめられています。「徳島県平民」国安久助によって、編集されました。



(19cm×13cm)

伍組の編成

伍組は明治政府が、年貢負担に対する隣保制度として作らせました。

写真右から、明治三年・明治五年・明治八年の伍組編成に関する資料です。明治三年の段階では、江戸期以来の惣家小家体制がそのまま伍組となっています。明治五年になると、地番順に約二十軒ごとに伍長が選ばれています。

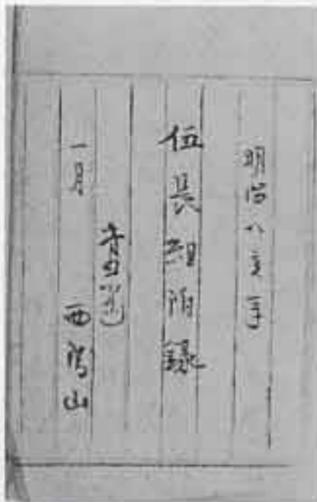
明治八年には、古い編成単位である名（みよ）う、現在のの字）ごとに伍長が選ばれています。



(23cm×31cm)



(17cm×25cm)



(17cm×25cm)

展示史料目録

史 料 名	年 代	大 き さ (cm)	備 考	
壁面ケース A				
1・	阿波国絵図	(明治9)	108×85	谷 家 文 書
2・	御用筋跡書	明治 2・5	25×34	井上家文書
3	御用筋跡書	" 4・1	25×34	"
4	御用筋跡書	" 6・1	25×34	"
5・	郡中制法	" 3・9	16×23	谷 家 文 書
6	市中制法	" 3・9	16×23	武田寛一氏所蔵
壁面ケース B				
7・	小区2等副戸長辞令	明治 8・5	21×27	賀上家文書
8	小区用係辞令	" 5・6	20×27	"
9・	番組組頭辞令	" 4・3	16×29	"
10	村用係辞令	" 12・4	20×27	"
11	副戸長辞令	" 10・5	22×29	"
12	公選衛生委員辞令	" 13・7	20×26	"
展示ケース A (御触と県報)				
13・	御触控(2)	元治1～	25×34	武田家文書
14	県報	明治4～明治13		県総務課所蔵
展示ケース B (戸籍)				
15・	一番戸籍取調帳	明治 3・8	23×31	谷 家 文 書
16	二番戸籍取調帳	" 3・8	23×31	"
17・	西端山伍籍編製	" 8・11	17×24	"
18・	伍長組附録	" 8・1	17×25	"
19・	西端山伍籍編製	" 5・9	17×25	"
20・	現行徳島県戸籍便要	" 22・7	19×13	館 参 考 資 料
展示ケース C (地租改正)				
21・	地券(延野)	明治 12・5	25×33	榎 家 文 書
22・	地租改正必要簿	" 9・4	17×25	井上家文書
23・	地券奉願帳	" 6	17×25	"
展示ケース D (学校)				
24・	学務委員辞令	明治 15・5	18×25	賀上家文書
25	新選読本巻一	" 17・4	15×22	榎 家 文 書
26・	新選読本巻二	" 18・12	15×22	"
27・	阿波国地誌略	" 16・5	15×22	"
28	修身小学巻五	" 8・11	15×22	"
29	阿波国地誌略	" 12・10	15×22	"
30	日本地誌略巻三	" 11・3	15×22	木村家文書
31	小学拾級算法巻一	" 10・5	15×22	"

・印は、この説明書で取り上げた資料です。

※会期中、一部展示替えをすることがあります。

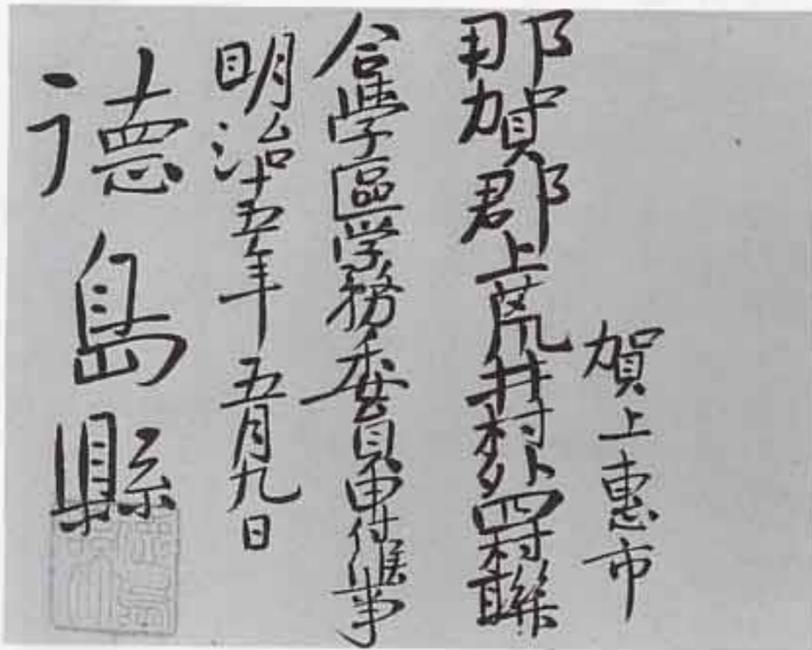
近代教育への道

明治五年に公布された学制の画一性が行き詰り、明治十二年には、地方の実体に合わせた教育令が公布され、国民皆学をめざしました。しかし、保護者の不理解や貧困のため就学率は低く、明治十二年で四〇%にも達しませんでした。

学務委員の辞令

写真は、明治十五年五月九日、賀上恵市に交付された辞令です。

学務委員は現在の市町村教育委員会委員に当たる役目として、明治十二年九月に設置され、設置当時は民選でしたが、翌年住民の推薦を受けて県令（今の知事）が任命すると改められました。

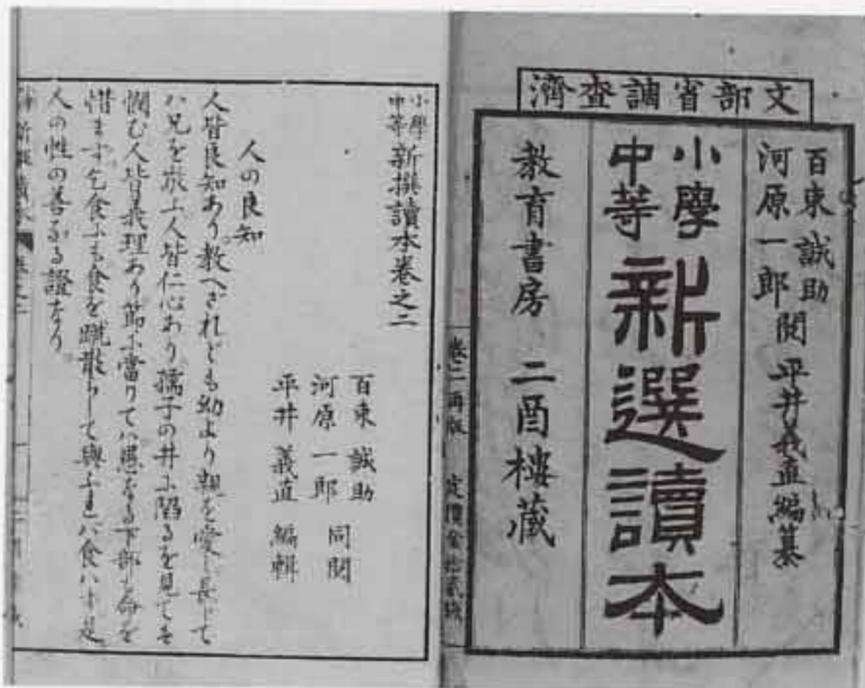


(18cm×25cm)

全国版の教科書

この教科書は、明治十八年頃使われた中等小学校の教科書です。（この頃小学校は、初等・中等・高等に区分されていました。）

写真右上部に「文部省調査済」とあるのは、明治十九年から始まる教科書検定制度のまえで、教育の国家統制の推移を示しています。



(15cm×22cm)

県内版の教科書

教科書は文部省で作られましたが、県内でも編集されました。

写真は徳島県の地理の教科書です。徳島県学務課が、明治十六年五月に改正出版しました。初版は明治十二年六月でした。校閲者は、当時の「高知県」徳島師範学校長の岡本斯文です。写真の右は扉の部分、左は当時の徳島市内と小松島岬島（今の弁天山）を描いた挿し絵です。



(15cm×22cm)



県庁舎の移り変わり

賀島邸跡時代

現在の徳島市役所の敷地で、旧次席家老賀島家の屋敷でありました。明治四年から昭和五年まで約六十年間県政の中心としての役割を果たしてきました。

その間、名東県庁、高知県徳島支庁、徳島県庁などの看板を次々と揚げ、近代徳島の発展とともに歩んできました。



旧県庁舎

昭和五年に、現在の県庁舎の西側駐車場の一带に建設されました。関東大震災後に、火災に強い建物として出現した鉄筋コンクリート建築の初期の代表作でした。平成元年、玄関部分を中心に文書館に移築されました。玄関前の桜の木は今も現地に残っています。



現県庁舎

昭和六十一年六月に旧県庁の東側に建設されました。地上十一階、地下二階。延床面積四七、七二三㎡。新庁舎の要所には、徳島県の誇る産物である大理石の壁、藍染め和紙の衝立、大谷焼きの飾り物、阿波家具、手刺じゅうたん、杉材の表示板など数多く活用されています。



開館記念展 **徳島県の成立** 一藩から県へ

発行 平成2年11月3日

編集・発行 徳島県立文書館 〒770 徳島市八万町向寺山 TEL0886-68-3700